

入会林野整備計画の認可申請に係る適否決定についての公告

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により、枕崎市域 入会林野整備組合 代表者 下山金隆からなされた 枕崎市域 入会林野整備計画の認可の申請を令和8年9月4日適当と決定したので、関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

なお、当該入会林野整備計画に係りのある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、当該決定に対して異議があるときは、枕崎市長に対して下記の期間に異議の申出をすることができる。

令和8年9月7日

枕崎市長 前田 祝成



記

1 公告縦覧

(1) 書類の名称

入会林野整備計画書の写し

(2) 期間

縦覧期間 : 令和8年9月7日(月) ～ 令和8年10月6日(火) (30日間)

(3) 場所

枕崎市役所農政課

2 異議申出

(1) 期間

縦覧期間 : 令和8年10月7日(水) ～ 令和8年11月5日(木) (30日間)

(2) 場所

枕崎市役所農政課